

株式会社イメージワン「(仮称) 串間市いちき風力発電事業環境影響評価  
方法書」に対する勧告について

令和3年7月13日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 串間市いちき風力  
発電事業環境影響評価方法書について、株式会社イメージワンに対し環境保全の観  
点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、宮崎県知事からの意見を勧案するよう、  
その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮崎県串間市  
原動力の種類：風力（陸上）  
出 力：30,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

|             |             |
|-------------|-------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 令和 2年 4月 2日 |
| 環境大臣意見受理    | 令和 2年 6月11日 |
| 経済産業大臣意見発出  | 令和 2年 6月30日 |

<環境影響評価方法書>

|             |             |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 令和 3年 1月18日 |
| 住民意見の概要等受理  | 令和 3年 3月26日 |
| 宮崎県知事意見受理   | 令和 3年 6月24日 |
| 経済産業大臣勧告発出  | 令和 3年 7月13日 |

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田  
電話03-3501-1742（直通）

株式会社イメージワン「(仮称) 串間市いちき風力発電事業環境影響評価方法書」  
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 近年の局所集中的な降雨の傾向と土捨て場や道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、濁水の影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 哺乳類調査は、糞の痕跡だけでは種の判定が難しいことがあるため、可能な限りDNA解析等を行うこと。
3. 渡り鳥と猛禽類の調査を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、定量性が確保されるよう調査、予測及び評価を行うこと。また、対象事業実施区域の北側の調査地点が少ないことから、現地の状況を踏まえ追加すること。

(宮崎県知事からの意見書の写しを添付)